

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の  
認可申請に関する面談(5-15)

2. 日時

令和3年12月23日(木) 15時05分～16時10分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、鈴木安全審査専門職、  
吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所担当部長 他10名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	定刻になりましたので、本日の面談を始めたいと思います。
0:00:09	規制庁の鈴木です。
0:00:11	本面談は令和3年2月15日付で申請があり、
0:00:16	令和3年12月10日付で第4回補正のあった原子燃料工業株式会社熊取事業所の
0:00:25	加工施設の変更に関する設計及び工事の計画、
0:00:30	第5次申請、
0:00:32	について申請書をもとに事実確認を行うものでございます。
0:00:38	では、規制庁からコメントをお願いします。
0:00:44	規制庁ノムラです。ですね、コメントなんですけど、更問がちょっと続きます。まずですね、0916-59
0:00:55	更問ですが、これちょっと更問とは関係ないかもしれないんですけど、3635ページに出線通4というのがあるんですけど。
0:01:05	これ火線緑線青線水色センターんですがこれ非常に細いので、もっと見えるように太くしてくださいということですね、これプリント叱らでプリントするともうほとんどわからない状態です。
0:01:18	水平展開で同じような図が多分どこかにまだあるんでしょうから見えるようにお願いしますということですね。
0:01:27	その次なんですけど、0916-59の中にある1014-4というもののさら問いなんですけど、
0:01:37	として時循環生徒循環冷却水等の統一して循環循環冷却水としているようなんですけど循環水というのがあちこちに残ってるんですね、例えば426ページでして、
0:01:55	この図だとですね、かなりあちこち利潤が設置がされて書いてある。
0:02:01	高齢オーダー、これこのままでいいのでしょうかという
0:02:05	質問ですんで、Aとですね、循環水タンクというのもあるんですけどこれ名称を変えるまでのことはないんでしょうかねということなんですけどちょっとここで1回切ります。どうでしょうか。
0:02:21	原子燃料工業カミムラでございます。まずを二つのコアのコメントいただきましたけれども、まず1点目の図のちょっと線が見にくいというご指摘でございましたけれどもちょっとこちらもちょうと当社のほうでもですね、一度印刷して確認をしているんですけど、ちょっといろいろプリンターの都合関係もあるかと思えます。ちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:41	見にくいという御指摘踏まえまして、もう一度ですねちょっと水を当該以外のところでもですね見てちょっと適切に処置したいと思います。
0:02:52	もう一つは二つ目のコメントでいただきましたは循環水と循環冷却水の使い分けでございますけれども、今回ご指摘いただいているページのもので、おそらくセンターです検索設備だと思っておりますけれども、こちらの検索、
0:03:10	検索という式でPeruと削る際に、水をかけるってということで、こちら側の冷却水っていう形ではなくてですね、単純にコマがうのを防止するために水をかけているということもありますので、ちょっと正確に行くと冷却水ではないという我々の中でのくくりになっています。
0:03:27	一応我々のほうでの使い分けとしまして循環冷却水っていう使わせていただいているものは焙焼炉とかですね焼結炉加熱炉等々の
0:03:38	普通町民熱を持っている設備の冷却の用途に用いているもののみを順番冷却水というふうに記載しております。したがって一応我々の中では循環水循環冷却水というのは使い分けしているということでございます。以上です。
0:03:52	規制庁ノムラです。はいえっと、今の説明で大分わかりましたそうするとその循環冷却水であるべきところがちゃんと循環冷却水であるかって事を今一度確認してもらおうの当庫のコメントは文書で回答願いますということですね。
0:04:08	続けますけど 0916 の 61 の、さら問いなんですけど、
0:04:14	例えば 1992、ちょっと待ってください。
0:04:20	ページ。
0:04:25	からの通過ですね。
0:04:28	圧縮起爆タンクこれ以前も質問したんですけど、これ一般設備ということなんですけど、もうちょっと詳しく設工認対象外で今回見なくていいということを明確にして欲しいんですね、一般であっても別に設工認対象であることもあり得るのかなと思いますのでそこを明確にしてください。
0:04:48	ということですよ。以前この 8000 部ですねこの破線部がバッファタンクってことなんですけど、破線部は、
0:04:55	なんていうのは患者っていう説明をつけるという凡例につけますよってことなんか言ったと思うんですけど、またそれが無いから 3 年のことはどうしますかっていうことです。
0:05:08	ここできます。どうでしょうかね。
0:05:11	原子燃料工業ワラタニでございます。今ご指摘いただいたようにですね、我々としては、設工認対象外ですという意味で、一般設備というふうにかかせていただいておりますけれども、設工認対象外と書いたほうがわかりやすいと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:27	ご指摘ですので修正させていただきたいと思います。あとの破線に関してですね凡例というお話に関しましては、いろいろ選手があつてですね、こういう先週はこれはしますよつていうときは凡例で確保と思ってるんでございますけれども、
0:05:44	たまたまこの図面ですねここにしか波線で表記しているものがないので、直接、これをここに来タンクがあつてそこに対象外ですよというふうにやった方がですね、逆に判例からまず目のどこにその凡例の線があるのかなつてmGy見やすいかと思つてそういうふうに行っている次第でございます。
0:06:05	そこに対象外というふうに変更する時にですね、判例としても記載させていただきたいなと思います。以上でございます。
0:06:15	そうです。
0:06:16	どうですか。ずっと繰り返し、
0:06:21	委員。
0:06:23	そうですね3例になくても分かれ分かれればいいつて言えればいいんですけどね。ちょっとあのまあじゃあ凡例でなくても今回は、
0:06:37	わかりますということで進めます。
0:06:42	次なんです。はいどうぞ。
0:06:45	一般施設でもやっぱり設備に対象外とはいえ、読めないというご指摘も1回確認させていただきたいんですけども、とですね規制庁ノムラです。これはちょっと難しい判断難しい判断ですね。ただ
0:07:01	対象外としたほうが間違いはないんですね。
0:07:06	一般設備で、いや、一般設備つてでも、例えば電話機なんかを一般設備ですけど今回申請対象に入ってますよねという解釈をちょっと
0:07:17	わかりました。
0:07:19	原子燃料工業フジワラでございます。電話もですねもう一遍程度今回設工認いい載せてる時点です、もう一般設備というイメージ呼び名は特にしてなくてですね。うん。も許認可対象ということで、
0:07:36	ですね。
0:07:37	ただ世の中一般で言えば、じゃあ施設かどうかつていうと場で御
0:07:42	一般性一般的にあるもんなんでしょうけど、この許認可の申請上では電話に対して一般設備というような言い方をしてませんのであくまでも我々といましては、一般設備コール許認可対象外という扱いで、
0:07:56	1人ますけど他社さんなんかも多分そういう扱いじゃないかと思うんですが、
0:08:03	規制庁ヨシムラですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:06	ちょっと他社どうのこのの運転イメージでちょっと一般的に共通的についていうのはいいんですけども、一般一般設備という一般費、一般品でも基本的には、
0:08:18	単身対象耐震棟耐震評価の対象になったりとか、
0:08:24	当初申請の範囲になったらなったりするってことはあるので一般化一般でないかっていうのと、
0:08:30	審査の対象から対象でないかっていうのはちょっと見方内容と必ずしも一致してないっていうふうに私は思うんですが、
0:08:41	そういった面とちょっと区別が曖昧だなんていう甘酒だなんていうのが今回の指摘なんですけどね。
0:08:50	ちょっと、
0:08:53	規制庁ノムラです。どこかにですね一般設備は、
0:08:57	対象外とか、引換てればいいんですけど。
0:09:04	一般論的にこうだよとか言われちゃうと、これどっちなんだろうなっていう
0:09:08	ここなんです、とそ正直そう思うてからこういう質問してるっていうとこですね。
0:09:22	原子燃料工業フジワラでございます。
0:09:25	我々といたしましてはもともと申請か申請期間じゃないかというのはそもそも申請書の頭の別紙で申請対処ですっていうのは記載しているわけですよ。
0:09:37	ちょっと今の部分については少しちょっと検討させていただければと思いますけど。はい。規制庁ノムラそうですねこちらとしてもこう明確な意見というか明確な
0:09:48	んねなんかこう意思があるわけではないので、ちょっとお互いちょっと検討してみたいというか御社の考え方を知らして、文書で示してくださいということです。
0:10:00	それでは次なんですけど、3468 ページのほうかなんですけど、これ文章です、ね、附属附属書Eの話なんですけど、設計圧力が材料の引張応力の 0.385 以下っていうのはあちこち倫理たちこれ何ヶ所か出てくるんですよ。
0:10:20	これは今更なんですけど、何っていうのがよくわからないというので、ちゃんとした文章に書いてくださいということです。おそらく材料の引張的には許容引張応力の 0.385 ばいいとかか倍以下とか、そういうことなんだろうなと。
0:10:38	思ってますこれについていかがですか。
0:10:43	原子燃料工業カミムラでございます。こちらのほうの解釈につきましては先ほどノムラ様の解釈の通り共用引張応力の 0.385 ばいいかというのがまず正しい表現かなと思います。今回実数の方からですね附属書のほうから引っ張っ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	てきてるんですけども実のほうでは数式で書いていたところをちょっと日本語の表現に、
0:11:03	書いたところでちょっとあまり適切な文章にならなかったというところがございます。ちょっとこちらのほうにつきましては、
0:11:14	適切にちょっと修正させていただきたいと思います。以上です。
0:11:18	規制庁ノムラずに評価しました。はい、次に行きますが、とですね。
0:11:23	2650 ページから安全機能の表があるんですが、ちょっと今、
0:11:31	すみません、ちょっと今の新しいパソコンでレンジ的にやってるんですけど、
0:11:37	その時間かかっちゃって申し訳ないんですけど、ちょっと遅いか、ここもちょっと話ですね。
0:11:42	ですね、その境界位置、
0:11:47	例えば通りからの水平通りの一番から 2 番とかそういう表現があるんですけど、あの張り出し部ですね。張り出し部二通りは取ってないので、ちょっと表現が難しいと難しくなってるんですよ。
0:12:07	例えばですね外壁のRにこれは建屋内何だっけな 2018 ページ。
0:12:15	なんですけど。
0:12:18	ちょっとまたさらに、
0:12:24	はい。
0:12:33	はい。
0:12:34	すみません。トレセン 2018 ページの上、上にですね、外R2 ってるんですけど。
0:12:42	これJAB通りの間からスタートしてAB通りをこういったところまでなんです、このB、
0:12:52	Bの次のCはあるかってないわけで、ちょっとそれこれがいいたいことわかるんですけど、ちゃんとですねなんかこううまく表現できないかなというこの安全機能の表の中でですね、表現経営の何番からとかそういう
0:13:06	口頭ですね、同じようなことはこの張り出し部の
0:13:11	ですね、
0:13:13	例えば外壁のE1-12 から 14 というのがあってこれ 2017 ページにあるんですけど。
0:13:20	2017 ページの右上でこの街の 1-12 っていうのはあれですけどこれももともと通りがないところに走ってるんですね。
0:13:30	これを文章で表現するすることをするんだらうなっていうのは思うんですけど。
0:13:35	万が一手が一応その検査側でもわかるようにして欲しいんですよ。さっきの安全機能の表で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:43	この外の 1-12 は普段通りの何番から何番とかですね。
0:13:49	それがわかるようにして欲しいということですね、この表図をなお設定わけではないんですけど、表の中でも、とにかく検査の方が
0:13:59	ここなんだなってわかるような感じにしてくださいってことです。これについてはいかがでしょうか。
0:14:07	原子燃料工業ワラタニでございます。ただいまのコメントいただきましてですね我々の記載の方針としましては、特に有事のときなんかですね第 2 加工棟考えるの壁の数が多かったということで、京都ですね、図面を見に行くときにこの表に書いてあるこの壁。
0:14:27	で、平面的にドンとどこにあるのかなと見たときにですね、壁が 200 万 300 番までであるとですねもどこにあるか探すのが大変。
0:14:36	ということで、今日方には、大体 1 通りのベビーカー仮にこの壁がありますよという 1 先案内的に記載し指定括弧書きで記載してるもんでしてそういう意味ですね、もうそのものすごく精緻に
0:14:54	段取りから少し張り出したところまでというようなことではなくて、この辺見に行ったらV1 図のほうにこの壁がありますという案内という趣旨で記載しているものでございます。
0:15:08	現状はそういう意味でそういう記載にしております。
0:15:12	以上です。規制庁ノムラです。それははい重々理解しているんですが、ただそのはみ出したところっていうのは、例えばAB通り感とかじゃないわけですよ例えばB通りの
0:15:25	そっち育てたらおかしいですよ。なんか、
0:15:28	何かうまい表現ができればそれを書いていた方が、また後でその検査するときに、ここはどこなんだとか、
0:15:36	いう話のときに問題にならないんじゃないかなと思うんですよ我々は審査する側、みれば見ればわかると思うんですかね、ちょっとその辺をですねこのまま今までも御社でいいっていうのは別に
0:15:51	いいかもしれませんが、後々どうにかなら問題ないかなっていう、そういう懸念なんですよ。
0:15:59	原子燃料工業ワラタニでございます京阪の方承知いたしましたのただですねどこからどこまでの株に対してどの番号付けてるかっていうのは、逆にポイド 1 図のほうですね今回守れなく抜けなくすべて抽出できて、
0:16:15	きちっと範囲を示せると思っておりますんで、我々としてはできればもうこのままで申請させていただきたいと思っております。
0:16:23	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:25	規制庁ノムラです。そうですね。その分、総務文書で回答をお願いします。
0:16:32	次に行きますけど、2042 ページですね、機器の発電機等の
0:16:41	機器の固定の話なんですけどこれはちゃんとなんかアンカー一回書いてくださいと言ったらちゃんと書いてくれたんですがこのアングルのようなものと半壊壁の とこだけ書いてるんで。
0:16:56	これ、まずそのアングルだと思うんですけどアングルと機器の間はボルトなん ですか溶接なんですかってこと。
0:17:06	ですね、詳細は要らないんですけどねボルト浪江とかいろいろあるんですか、 あとこれアングル
0:17:11	ちゃんと
0:17:13	例えば厚生班グループとか書いて欲しいんですよ。プラスチックとかじゃない ですよっていうこと。
0:17:19	明確にしてくださいということですよ。
0:17:23	どうでしょうか。
0:17:25	原燃エオノでございます。いただいたコメント承知いたしました。ちょっとどの方 法で今回再掲明るいようにしたつもりですけどもちょっと紙面で見ると小さく て見えないところもあるかと思しますので、あるの。
0:17:39	いつ。
0:17:42	あんグループの今の材料であったり、ボルト接合であるといったところについ ては修正して補正にて追加させていただきたいと思えます。以上です。
0:17:52	規制庁ノムラです。了解しました。詳細は要らないですけどねそのアングルの なんかサイズとか、
0:18:00	材質とか核とそれと違った場合、ちょっとまずいかなと思うと半載と例えばSS 400、
0:18:08	以上とか、相当以上と何かそういう
0:18:10	書き方だったらいいんですけどそうでないとそごがあったら大変だなということ なんで
0:18:16	アンカーボルトじゃないよ。
0:18:18	ボルト止めですかってことアングル構成のなんかあんですかみたいなことがわ かればいいと思えます。
0:18:27	次行きますけどこれは 125-11 の差といい、
0:18:31	なんです、さっきの線安全機能の図ですね、
0:18:37	例えば 1443 ページなんですけど。
0:18:40	この第 1 廃棄物なんですけどね、地下ピットの壁を季節耐震性平均としてるん ですけど、ごめんなさい今言った 1443 ページは、図か。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:52	いろいろついてて、この地下ピットの壁は既設単身平気。
0:18:57	ですよって言うてるんですけど、その安全機能さっき言った一覧表では、耐震に2次がですね一日中丸なんですねでちょっと
0:19:07	右に2次の計算に。
0:19:11	使ってるんですかとかいうことがですねちょっとよくわからないので、ちょっとその辺1設計で使ってるものに設計で使ってるのっていうのをですね、なんかどっかにわかるように、
0:19:22	して欲しいんですねまあ表に追記するならずに推移するないでもいいんですけどね。
0:19:27	これは別に第1廃棄物等だけだと他のっていうかポンプとぐらい保管ないけど、
0:19:32	水平展開でも他のにも他のもチェックしてくださいということです。
0:19:37	これはいかがでしょうか。
0:19:40	原子燃料工業ワラタニでございます。まずですね2次設計っていうのは建築基準法上の保有水平耐力の計算のところのことを意図しておりますけれども、建築基準法上ですね、施行令第82条の3で補正である5計算。
0:19:59	規定してございますけれども、これ、情報の出だしがですね建築物の地上部分については本数ADRご確認することとなっておりましたそもその保有水平耐力計算にですね地下部分っていうのは考慮をお渡ししないというのが前提になってございまして、
0:20:16	今地下部分は二重丸を打っていないとモデルには考慮しないで二重丸を打っておらず、ただですねまあそんな簡単に壊れるもんでもございませんで、機能は維持するというので丸をつけてございます。
0:20:30	これ書面で回答させていただけたらと思うんですけどそういう
0:20:35	よろしいでしょうか。
0:20:36	規制庁ノムラ氏はいいたいことはわかりました。ただえーとですねハッチングしてあるんですね反映図ではね。それが誤解を招くかなと思ってそれは建築基準法とかわかってる方だったらいいでしょうけど。
0:20:53	なんてすかね建築基準法ではいらなくて言うてるけど考慮しましたみたいに噴霧ふうにお読めちゃうので、
0:21:02	その辺何かうまく処理できないですかね、図か何か注釈を入れるとか、
0:21:14	原子燃料工業ワラタニでございますちょっとですね検討させていただいて署名のほうで回答させていただけたらと思います。以上でございます。
0:21:24	規制庁ノムラです。了解しました。その次の質問なんですけど、12号の14なんですけど、しされた通りなんですけど、1252ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:35	いいですね、ちょっと残念。
0:21:43	ごめんなさい。
0:21:45	1000
0:21:46	1252
0:21:49	ちょっとすみません、ページが間違えてましたね。
0:21:54	ですね、あの閉止部の話が以前あったと思うんですけど、何か。
0:21:59	ちゃんとですね
0:22:02	閉止部のことが書いてないようなページが、
0:22:06	あとたんですねちょっとわかかわかりづらいんですよ。
0:22:10	ちょっと待ってくださいね。
0:23:46	軽重のみならず狭いちょっとですね私のほうでちょっと場所をあわせてちょっと間違えたというか忘れちゃったのでこの質問なしにさせていただきますなんていうかまた自費必要により次回また質問します。
0:24:02	次なんですけど。
0:24:04	あのですね、2184 ページでこれはちょっと私の関係があんかもしれないんで間違ったら教えて教えて欲しいんですけど。
0:24:22	あのですね筆記ええと左上にあの緑枠で第 5 廃棄物等ですね、火災報知設備の感知器があってその検知信号は第 3 に行くっていう話なんですけど、これ、今回申請かなと思ったんですけど、この図で言うと、より申請って書いてあるんですよ。
0:24:42	これはこの図が間違ってるのか私勘違いしてんのかどちらなんでしょうか。
0:24:50	原子燃料工業のイノウエでございます。代替えですけどその感知器からの第 3 の受信機に接続するまでは 4 時申請として申請しております、今回の申請の中に入るものではございません。
0:25:06	ほか、
0:25:08	以上でございます。規制庁の野村です。すいません私の方も出せよごちゃごちゃごちゃごちゃ全部またフルチェックしてて、
0:25:15	ちょっと勘違いだったのかもしれないのですいません文書で回答 1 をお願いします。
0:25:23	私から最後なんですけど。はい。最後は確かなんですけれどもですね、文書の端々に推定臨界下限濃度っていう言葉が出てくるんですが、ちょっとこれ定義をですね、どこかに書いて欲しいんですね。
0:25:37	たかったんですけど見当たらなかったということです。これについていかがでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:43	原子燃料工業のウツミでございます。こちらのですね推定臨界下限濃度なんですけれども事業許可のですね、安全機能を有する施設の一覧にて登場させていただいております、そちらを申請書のほうにも書いてあるというところでございます。
0:26:01	許可のほうではですね、臨界安全ハンドブックというような文献からこちらの値を引用してきているというところでございます。との間にちょっとお伺いしたいんですけれども、申請書 3583 ページは確認していただいておりますでしょうか。
0:26:27	原子燃料工業のウツミでございます。と申請書ですね、3583 ページのほうでその推定案内しますがちょっとすいません今探してるんですけど 3583。
0:26:41	はい。
0:26:42	ここか、回転数低下時検索停止インターロック。
0:26:48	こちらにですね、11.5 グラムg/lという値をこちらが推定臨界下限濃度なんですけれども、記載させていただいております、定義をどうしてその申請書のほうに載せてないかというところなんですけれども臨界の
0:27:05	評価で一般的で別紙臨界安全ハンドブックの引用であるということでは定義までは載せてないけれどとところでございます。ここですね推定臨界下限限度濃度下限の 11.5。
0:27:19	ですから、これですか
0:27:22	多分これはこのハンドブックに書いてある数字ということで、はいそうですねこれ了解しました。この場で了解したんですが一応文章で書いてくださいということですね、私ならいいということは承知いたしました。お願いします。
0:27:50	ですよ。
0:27:54	程度規制庁の吉村です。私の方からですね
0:28:00	配管の耐震設計方法に関して 2 件、ちょっと確認をさせていただきます。
0:28:07	えーとですね、いずれもですね、ちょっと 1 個ずつ言いますか、いずれも、
0:28:15	コメント回答では回答いただいて、
0:28:21	内容的に了解してるんですが、その内容が適切に申請書のほうに反映されていないっていうのはちょっと今から説明します二つとも共通です。
0:28:33	そういった形で確認をちょっとお願いしたいと思います。
0:28:38	まず 1 点目なんですけど。
0:28:42	とか言って、
0:28:44	ページと言うと 3316 ページですねこれ配管の
0:28:49	50A以下の特に第 3 類の配管の耐震設計方法についてこれ一応標準支持間隔法の適用除外
0:29:01	だということは理解しましたが、ただ時、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:06	じゃあ具体的にどういうふうにしてるかっていうことによってに対するコメント回答として、
0:29:15	いわゆるつりCGの支持間隔については、例えば建築設備の耐震設計施工指針。あともう一つはあれですかねその求めになっている公共建築
0:29:27	工事の標準仕様書等で要求されている、いわゆる
0:29:31	支持間隔、それ以下ではやっているという説明がありましたけど、その内容がですね、ちょっと申請書のほうにはちょっと見当たらない。
0:29:46	具体的にそのふうな書き方になってないので、これはちょっと実際の設計の内容を確認して、
0:29:54	補正書のほうにただし、ちょっとその辺のと、
0:29:59	実際の対応の
0:30:02	方針について具体的に言いかえていただきたいと思います。1件目は以上です。
0:30:11	原子燃料工業カミムラでございます。今ご指摘いただいた点なんですけれどもちょっと誤解を与えてるようなところもあるかなと思うんですが、まず設備建築設備耐震施工指針の方の引用をちょっとコメント回答の中でさせていただいてますけれども、
0:30:27	そこまで当社の設計方針は、主人に従った設計になってございますんで一応今回あのご指摘のもともとの御指摘の趣旨が建築設備耐震施工指針に 50A 以下、すいません。2014 年まで 40 以下になってますけれども、
0:30:45	40A 以下の規定があるけれどもっていうところから採用をちょっとお問い合わせいただいたというような流れがあったと思います。その中でちょっと我々も建築設備耐震施工指針の方ですね、ちょっとコメント回答の中で我々の解釈ということで書かせていただいています。
0:31:04	今回のその他建築設備の耐震施工指針のほうの規定なんですけれども、40A 以下の配管に対しては、公共交通工事仕様書一般所掌ですかね、のほうで定めてます。自重の指示、2メートル以下、
0:31:21	2メートル間隔っていうものを前提に 40A 以下であれば、耐震支持は不要であるというようなことが建築設備耐震施工指針の方でうたっています。
0:31:32	ただ我々のほうはですね、もともとの趣旨として 40、50A 以下ですねに関しましては
0:31:41	標準支持間隔にを設定するようなまた上のところですね、コメント回答で御説明させていただきましたけれども、曲げモーメントの曲げ座屈のようなところは考える必要はないと。ただやはりその耐震のサポート指示ですね支持構造物が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:58	地震によって起きてしまうとよくないということで、標準支持間隔としては我々当社の中では設けないけれども、サポートのほうは、適切なその配管の長さに応じた指示をとるといような趣旨で今回附属の
0:32:15	3-2、3-3 ですね、に書かせていただいているところでございますので、ちょっとご理解いただけましたでしょうか。
0:32:25	規制庁ヨシムラです今御説明がちょっとこれ、
0:32:30	コメント回答ちょっと文章でちょっと性格上、2 回ちょっと回答していただきたいと思うんですけど。
0:32:37	回答のほうで
0:32:41	この公共建築設備工事標準仕様書それから
0:32:47	これを引用してるさっきいい馬もともと議論出たら建築設備の耐震設計施工指針。
0:32:54	言われてる 2m っていうのは同じような形で記載されて確かにされているので、
0:33:04	我々としてはこれに基づいた設計がなされ、
0:33:09	てるのかなというふうに理解をしたんですが、ちょっと今の御説明がちょっとわかりづらいちょっとづらいつらいつらいつらあったので、
0:33:21	何に基づいてどういう設計をしてるかっていうのが明確にちょっとわかるような形でちょっと回答いただきたいと思うんですが、
0:33:34	2m では必ずしも準拠してるわけではないという端的に言えばそういうことなんでしょうか。
0:33:46	原燃工カミムラでございます。おっしゃる通りです一応建築ウツミ耐震施工指針はあくまで自重支持が 2m を前提に、耐震支持が要らないというふうに謳ってますので、当社としては耐震支持としては適切なスパンで、
0:34:01	指示事項動物が持つように、設計しますといような趣旨でございます。
0:34:17	はい。
0:34:21	すみませんノムラです。ちょっとすみません頭の中がごちゃごちゃになってるんですけど。
0:34:28	配管の設計とその配管の支持構造物を設計を分けてちゃんとやられてるってことですかね。
0:34:40	原燃工カミムラでございます。ご指摘の通り支持構造物についてはですねつけているところの支えている配管長を考慮して強度がちゃんともつかどうかを判断した上での設置を考えています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:56	えっとですね、規制庁ノムラです。それはやはりばっかり言いましたので、それ分かる形でまとめて欲しいんですね私のですね今のっていうか、今までの理解はですね配管本体の設計というか計算をしていると。
0:35:15	それはその空調空気調和を学会の、これに基づいてバルブとかの重さとか補正してやってますよっていうことでしかしながら 50A 以下の小口径はするそれを使ってませんよということで、
0:35:34	建築建築設備耐震指針じゃないやんじゃないんじゃない。
0:35:40	50A 以下は別のなんか表か何か。
0:35:46	バルブとかの影響を考えないで単純に
0:35:51	建築学会の本当の
0:35:53	何か表か何か使ってやってるのかなと思ったんですよ。
0:35:57	トウソウ結構私もヨシムラ五霞閉止するところがあるんで、配管等配管支持構造物と分けて、
0:36:07	かつその 50A維持費以上と 50 で 50A を超えるものと 50 以下と分けてなんかこうマトリックス状。
0:36:16	の形で何かわかるようにできますかね。
0:36:22	原子燃料工業カミムラでございます。1 度その辺は 1 回まとめて御説明を差し上げたいと思います。一応解釈というか評価の大きな評価点としましては配管と支持構造物とそれぞれの評価になります。
0:36:40	配管につきましては、配管自身がたわみによって曲げ自身のたわみによってですね。曲げて座屈してしまうっていう評価でこれは普通のはりモデルで評価をした上で曲げ座屈の応力超えるか超えないかと。
0:36:56	いうところで判定するというのが 1 点、これの曲げ座屈が起きないような張りの両端の支持部ですね、もう距離を決めるというのが標準支持間隔法と言っているものでございます。ここの中にはですね標準支持間隔で指示をとる部分のサポートが当然壁。
0:37:15	天井なりにくっついているんですけれどもその部分の強度評価というのはもちろんやるということで、支持構造物の強度評価というところ、その共同支持構造物につきましては支える配管の重量を考慮して強度評価をしないといけないというところで、
0:37:31	大きく二つの評価をやっているというところでございます。
0:37:36	改めて書面の方で回答させていただきます。以上です。規制庁ノムラです。支持構造物に関しては単に応力の式というか加重割るただ面積みたいな、そういうものでやってるんで、配管本体はこの 50A を超えるものに関してはこの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:56	空気調和の学会のやつを使っていると。それぞれはしませんでしたっけ。局番ですけど。
0:38:06	原燃工カミムラでございます。50以下の配管についてはそもそもその撓みで破損しないってことを空気中すいません新生児のほうですね、のほうでうたっていますのでそれを採用しているということでございます。あと支持構造物については、快適なあの手計算ではなくてですね。
0:38:24	有限双方のコードを使って評価しております。
0:38:27	ノムラですそうすると50A関係なくこの空気調和の学会の指針を使って足んやないやこのこの学会の
0:38:41	ものを使ってやってるっていう、設計してるっていうことでいいですかね。はい、配管に関してはこの空気調和の学会のほうを使って、
0:38:48	サポートという貸し仕事構造物に関しては、短ま応力ブーマー計算式みたいなものを使ってるように理解でいいですかね。
0:39:05	原子燃料工業カミムラでございます。
0:39:08	正確にはもっと正確にちょっと御説明させていただきますと、今回我々としてはですね空気調和衛生工学会のCiSGというものに伝えた。従って評価をしています。こちらの評価に関しましては、あくまで標準支持間隔法と、
0:39:26	いうところの評価をうたっているものになっています。支持構造物の評価方法については、いろいろやり方はあるんですけども、我々当社の中としては通常の設備機器と一緒に同様にですね、
0:39:43	有限要素法コードを使って部材の影響度、あと、アンカーボルトの引き抜き協力体力がそういったところの評価をやっているというところでございます。今回耐震施工指針とかが出てきたのはですね、ももとの御質問で、
0:39:59	耐震施工指針にも40A以下っていう規定があるんですけども、その違いは何かというところで問われて今回ちょっとお答えをさせていただいたという経緯でございます。以上です。
0:40:12	すいませんちょっと先さっきも逃しかもしれないですけどその50AA以下に関しても空気調和学会のほうで、こういうんそんな時自重だけさせればいいみたいなことがあるからそれに従ったってということということで結局50AAを越えるものも50A1科目副長あのこの学会
0:40:32	に沿ってやってねと計算してるっていう配管に関してやってるっていうこと。
0:40:37	倫理した。
0:40:41	原燃工カミムラでございます。主治医の方ではですね特に樹脂1のところは定めておりません。50A以下についてはその曲げモーメントとかの座屈を考慮しなくてよいというような言い方になってます。あくまでその

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:54	今回の評価はこの耐震の指示という観点でやってますので、建築設備、耐震施工指針の方はとい 45 時間 40A で以下の配管で基本的に耐震支持は要らないんだけど、77 として 2m 以下であることが前提になっていると。
0:41:13	というような理解をしていきます。
0:41:18	それからノムラですね、なかなか難しいんですけども、ちょっとそれ文章に分けてわかるようにお願いします。
0:41:29	原燃工カミムラでございます。承知いたしました。
0:41:34	規制庁ヨシムラです。
0:41:37	今ノムラが不足した通りで、
0:41:41	まず具体的に何に準拠してるかっていう話と実際どうやってるかっていうのがちょっと我々が理解できるように、すいません、回答よろしく申し上げます。
0:41:56	ちゃんとカミムラでございます。承知しました。
0:42:03	じゃあもう 1 点ちょっと
0:42:06	記載の見直していうんですが確認をして補足をお願いしたい部分がありますこれは
0:42:16	同じ款の 1.4. 1 の標準支持間隔食う
0:42:21	生じる支持間隔の算出方法のところページで言うと 3317。
0:42:27	ページなんですけど。
0:42:29	いわゆる標準支持間隔法に基づく評価が困難のダクト、
0:42:36	そういったものは
0:42:39	まだ、まだダクトと配管も同じような評価だったと思うんですけど。
0:42:43	片持ちの葉片持ち梁で評価すると。
0:42:47	ということで、コメントの回答のほうにも納付の出資等、具体的な考え方も、
0:42:55	概略基礎コメントでいただいています。
0:43:00	そういったな特にですね
0:43:05	明確にしていきさいっていうんですか、ここまでできれば補正をお願いしたいのは、
0:43:12	まずどういう評価し、
0:43:16	式を用いているかと河成コードを用いるということでないとも多分応力評価式だと思いますけど、そういった負荷方法とか、
0:43:26	あとは評価
0:43:29	点ですね部材というか片持ち梁なので評価。
0:43:32	する場所ということになると、これはCAQコメントの回答のほうで概略食うつけてるみたいな記載がありますので、具体的にどこで評価してるかということとそれからあとはまかりとか分岐とか、来分岐があるかどうかわかりませんが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:43:50	そういった点については、おそらく
0:43:57	一般的に使われている換算をしていると思うんですが、そういった方ものがどういったふうに
0:44:03	この片持ち方持ち梁だとすると前半の長さに反映されてると思うんですけど、取り扱ってるかということが、
0:44:15	わかるようにですね。
0:44:17	申請者のほうに記載していただきたいと思います。
0:44:23	以上です。
0:44:31	原子燃料工業カミムラでございます。コメントいただきました点ですね、まずちょっと前回のコメントのほうでですねどういう場合に使うのかというところにつきましては、7月19日の面談に対するコメント回答ということで、非常に複雑なただ曲げになっていたりですね。
0:44:47	分岐部が単純な今回方針書に書いているような単純な33方向の分岐でない場合ですね、そういった場合等々の、それが複合している場合とかですね、そういった場合には安全側になるように片持ちばりの評価式であるというところがもしてございます。
0:45:06	基本的な
0:45:08	また持ちばりの評価方法につきましては基本方針書のほうにも記載をさせていただいております。そのときにはどういった全停で重量を使うとかかっていうところまではちょっと細かくは分岐部があったりそのただ曲げがあったときの重量の使い方とかですね。
0:45:27	そういったところまでは他の直管部等々も含めて同じような書き方にはちょっとしていないという。すいません、ちょっとどこにもその辺までは詳しくはまだ書いていないという状況でありますけれども、
0:45:41	こういったちょっと適用の判定医に関しましては前回のコメントのときに、説明のみで理解いただけたと思っていたんですけれどもちょっとその辺は今回の附属書のほうに追記させていただこうかなと思います。
0:45:57	評価式のほうなんですけれども、ちょっとこれ今までの耐震の評価の基本方針書の作り方として、基本的に主筋今回引用してございますので、基本の評価式というものは引用元が明確であれば申請書のほうには、
0:46:14	細かく書く必要はないというところで、今回の設備の方もそうですけれども、
0:46:23	書き方になっているというところで評価式のほうは、できるだけちょっと記載の方法の書き始めると、いろいろ水平展開で増えますけれども、ちょっとその辺は控えさせていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:37	規制庁のヨシムラですとちょっとそごが誤解ないようにちょっと申し上げておきたいんですけど。
0:46:43	現在記載されている例えば標準支持間隔法の
0:46:47	酸素一般的な3速報ですねこれ直管部とかいろいろ、これは特にこれ以上細かく書いて欲しいという要求は特にいいを申し上げている。
0:46:57	わけではなくて、ちょっと私が今指摘したのは、いわゆる標準支持間隔法に基づくことができない。
0:47:07	ヶ所ですね、物について、片持ち梁でっていう言葉 3317 ページの
0:47:13	ところに記載が簡単に行ぐらいで書いてますけど。
0:47:19	当然ほとんどを主な検査のやり方っていうのは普通の標準支持間隔と同じだと思いますので、多分違う点というのは、違う点だけフォーカスしていただければいいと思うんですけど。
0:47:37	そういったものを使ってやっているとただ違う点はこういったところはこういう
0:47:44	考え方であと評価点がこれ、
0:47:48	実際のもので違って片持ち梁に置き換えてますのでどこで評価しているとか、
0:47:53	あと解析方法についても細かい式お願いしてるわけじゃなくて、いわゆる解析コード的なものを使っているのか、一般的な応力評価式定性的な構造計算式ですねそういったものを使っているかぐらいのことで結構なので、
0:48:12	あくまでも
0:48:16	主事点標準支持間隔に基づく設計が困難なものについて、どうやっているのかということをもう少し補足していただきたいという趣旨です。
0:48:31	原子燃料工業カミムラでございます。コメントの放出承知いたしました。標準支持間隔に基づいて設計できない場合っていうのでちょっと言い方が
0:48:42	悪いところもあるかと思えますけれども、単純に
0:48:46	曲がり部ですとか直管部とその分岐部でやるようなやり方に乗れない場合ですねということで、あくまで片持ち梁の評価もですね標準支持間隔としてやりの長さを決めていくことになりますので、
0:49:01	一応標準支持間隔法ではあるっていうところではあるんですけども、片持ちの梁として標準支持間隔の長さを決めるというような評価のやり方に至っております。
0:49:14	ちょっとこの辺は御理解はいただけましたでしょうか。
0:49:19	ヨシムラは今おっしゃってる点は理解してますので、まだそれが適切に
0:49:26	わかるようにですね補足していただきたいの補足っていうかもう少し、
0:49:34	丁寧に書いて間違う特に違う点ですね、違う点を中心に、あとは例えば同じであればこれと一緒にというふうに言っていただければいい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:44	これを同じ方法を用いてこういうふうにやってるということがやってか記載させていただければいいと思うので、ちょっとそういう観点でちょっと見直していただきたいなと思います。
0:49:57	原子燃料工業カミムラでございます。承知しましたコメント回答のほうですね、補足資料という形でまとめさせていただき、ちょっと御確認いただきたいと思います。以上です。はい、じゃあ、コメント回答の方でよろしく願います。
0:50:14	規制庁ノムラです先ほど閉止部の話でちょっとページがわかんないっていう話だったんですけど、ちょっと質問した上でコメントしたいんですが 1521 ページ。
0:50:25	開けて欲しいんですが、ですね、図の左側のほうに何かあの辺閉止部なああなのかその減ったと。
0:50:34	そっから出てるものの方とよくわからないんですけど、この、例えば左下のですね閉止部みたいなところの上にM2Fよりとか書いてあるものをしたとか、その上とかって、
0:50:51	これと書いてないところっていうのはどう呼んだらいいんですかね。
0:51:00	原子燃料工業カミムラでございます。ちょっと 1521 ページを今ちょっと確認させていただいてます。おそらく図中のほうにM二階よりって書いてあるところの上、5 項の 2 年しているダクト、あと、
0:51:15	そのM2 かより寄りのちょっと下のほうで分岐しているダクト個々のことでもよろしく願い。そう。そうですねとそうそうそうしたのはなかなか少し左側に出っ張って止まってるってところってこれ何か減ったかなんかになってるって減ったというか、
0:51:30	分岐部のなんだけど、何か経た上で、そこだけなのか、そこをふさがれてるとかそんなことなんですかね。
0:51:41	原子燃料工業カミムラでございます。すみませんちょっとこちらで今すぐお答えちょっとデッキかねるところがありますのでちょっと確認して清酒改めてご回答させていただきたいと思います。
0:51:53	私から一つ上の部屋のほうに入っているダクトの部分。
0:52:01	についてはですね、ここの部屋自体にですね大きく切断する部屋になってございますけれども、ここの切断のところをちょっと局所排気っていう形なんですけれども、切断している粉末と構わないように、
0:52:19	局所排気がそこに引かれているというような格好になっています。特定の設備を引いているわけではないんですけども、切断作業切断機があったりとかする場所でございますけれども、その辺のフェアの粉じん枢要なそういった設備の接続になっています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:38	ちょっとほかの 2. のところにつきましては改めてちょっと確認してお答えさせていただきたいと思います。以上です。規制庁ノムラでさ。これそうするとこれ等閉止部で御どことどこへと書いていないのは、開口部ですっていうところってということなんですかね。
0:52:58	原燃工カミムラでございます。閉止部のバッチ場所もございますので、ちょっとその辺は改めてちゃんと確認してお答えさせていただきたいと思います。
0:53:07	規制庁のノムラそうですね開口部等々による閉止部ちゃんとわかるようにしてもらおうのだと上の階に行ったり下の方にいってるならそれもわかるようになってればいいってことです。
0:53:19	私からは以上です。
0:53:34	原子燃料工業でございます。カミムラでございます承知いたしました。
0:53:40	規制庁の鈴木です。私のほうから 2 点あります。
0:53:45	後日書面で回答いただき必要に応じて補正していただければと思います。
0:53:52	1 点目ですが、
0:53:54	134 ページの
0:53:56	連続焼結炉 1154 ページの焼却炉 1920 ページの加熱炉 1930 ページの小型雰囲気可変炉についてですが、
0:54:11	緊急停止機構の記載が、
0:54:14	警報設備等にしかありませんけれども、火災等による損傷の防止には該当しないでしょうかというのが一つ目です。
0:54:23	二つ目ですが、
0:54:26	2730 ページ。
0:54:29	ですけれども。
0:54:30	焼却設備の焼却炉で取り扱う廃棄物は放射性固体廃棄物ではないのでしょうかということで、
0:54:39	固体廃棄物処理設備等に
0:54:42	囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、囲い式フード内で
0:54:49	核燃料物質等を待とうには放射性固体廃棄物を含む。
0:54:55	ですけれどもを取り扱う設備については
0:54:59	単にウラン粉末ではなくウラン粉末等々を記載する必要があるのではないのでしょうかという 2 点です。
0:55:09	よろしいでしょうか。
0:55:13	原子燃料工業カミムラでございます。ご指摘いただきました 1 点目の火災爆発のところでございますけれども、今回十八条のほうで緊急停止機構ですね記載をさせていただいております。ただこの切っ緊急停止機構ですね一応す

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:31	火災爆発の防止というところの御説明は入っていますけれども、基本的には等が
0:55:39	以外の当該設備以外のところで火災が起きたときに緊急停止するというところの機構でございます。ちょっとご指摘いただいている 11 条のところの技術基準です。ちょっと我々のほうでも記載を検討はしたんですけども、
0:55:55	11 条のほうです。11 条のほうはどちらかというとその設備自身が爆発防止をするために担わないといけない機構というような趣旨で書かれているというふうに我々理解してまして、今回の緊急停止機構です。11 条のほうにはちょっと該当するものがないのではないかなと。
0:56:14	むしろ十八条のほうです。2 項のほうです。所にですね、
0:56:21	火災もしくは爆発防止のための設備の作動速やかに活動的に開始される回路をいうところで、今回の緊急停止設備というところをまた回答させたというところという整理でございます。以上です。
0:56:39	原子燃料工業のカノメでございます。2 点目のご質問につきまして、まずご指摘の通り、昇格する設備の焼却炉というのは、
0:56:54	放射性固体廃棄物を取り扱うものでありまして、我々としては、ウラン粉末を取り扱う設備というのは分けて考えてございます。
0:57:05	その上でですね保守的の
0:57:09	いただいたページのですね資料。
0:57:13	資料のちょっと
0:57:15	書き方もちょっと御説明まずさせていただこうかと思うんですけど、
0:57:19	こちら技術基準規則への適合状況の説明をしているところでありましてその説明文の適用されるような
0:57:29	設備機器名称の表し方 2 種類くらいあるんですけどまず一つが
0:57:37	白い丸の後にですね具体的な説明名称がありまして、その設備の
0:57:43	規則基準上の適合性。
0:57:47	説明しているといったような記載とですね、
0:57:53	例を挙げますとご指摘いただいたところのすぐ上のところですかね白丸
0:57:59	ありまして粉末搬送機 No.
0:58:02	2-1A 粉末搬送容器諸抗力といったような白丸などに具体的な設備名がありまして、
0:58:09	そのあとに、適合状況の説明しているものもございましたものもでございます。
0:58:17	一方ですね、
0:58:19	適用される設備をですね説明の後にですね表の形式で
0:58:25	示してどの設備の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:29	説明をしているかというのを明確にしているような記載もございましてそれがご指摘受けたところだと思います。ご指摘受けたページの次のページですね 2731 ページに、その上記の
0:58:47	図面がどの設備に適用されるかというのを我々としてはこちらの表で明確化しているという。
0:58:55	方針で記載しているものになりますが、その上でですねちょっとそれ白丸でまた代表的な
0:59:04	設備どんな設備かというところで、
0:59:07	当該のところはちょっとウラン粉末を取り扱う設備とはしているんですがこの次のページの費消を見ていただくとウラン粉末を取り扱う設備と、あと、
0:59:19	固体廃棄設備に適用される文書だということがわかるような記載と、
0:59:24	考えております。
0:59:25	こちらはですね、さらにちょっとページ、
0:59:29	戻っていただきまして、
0:59:33	2728 ページのですね、四角四角で囲まれた文章の
0:59:42	ちょっと中ほどよりちょっと下のほうにあります。
0:59:46	ここは次を許可の記載をちょっと抜粋。
0:59:53	引用したものになりますが、
0:59:55	所管理区域において、ウランを内包し、
1:00:01	ウランが空气中へ飛散する恐れがある設備機器は、
1:00:05	以下にします。清水。
1:00:08	飛散または漏えい防止設計とするとありまして、次にどんな設備化というものが入ってございまして、今後設備粉末調整設備等のウラン粉末を取り扱う設備等最後に、
1:00:21	固体廃棄処理設備と
1:00:24	書いてございまして
1:00:26	こちらの設備を対象として、
1:00:30	負圧とするかまたは不足が 0.5 秒位以上となるような設計とすることとを事業許可で書いておりましてそれを受けて、設工認で
1:00:43	このような設備に今申し上げたような設計が適用されるかというのを書いたものになってございます。
1:00:54	以上です。
1:00:59	規制庁の鈴木です。
1:01:03	いきなり表で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:05	書いて書いてもちょっとわかりづらいということもありますのでもっと明示的に、
1:01:13	ウランではなくプラン
1:01:17	核燃料物質等っていうものが含まれますっていうことがわかるように書いていただければと。
1:01:24	思うんですけども。
1:01:27	どうでしょうか。また書面で回答いただけないでしょうか。
1:01:34	原子燃料工業のカノメでございます。承知いたしました。こちらの方で検討させていただきますまして書面で回答いたします。
1:01:51	規制庁の鈴木です。
1:01:55	規制庁のほうから何かありますでしょうか。
1:02:06	ナカノさん何かありますでしょうか。
1:02:09	いや、特にはないです。
1:02:12	規制庁のスズキです。
1:02:15	原燃工のほうから何かありますでしょうか。
1:02:20	原子燃料工業カミムラでございます。先ほどの一番最後の御質問でいただきました。
1:02:27	火災爆発のところの御説明については、がかり消火
1:02:33	規制庁の鈴木です。それについても書面でいただければありがたいです。
1:02:41	原燃工カミムラでございます。承知いたしました。
1:02:48	規制庁の鈴木です。その他何かありますでしょうか。
1:02:55	原燃工でございますが、こちらからは特にございません。
1:03:00	こちらからも特にありませんので、これで本日の面談を終了したいと思います。ありがとうございました。
1:03:09	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。